

第19次東京都消費生活対策審議会
第6回総会
議事録

平成20年3月27日(木)
都庁第一本庁舎42階特別会議室A

午前10時01分開会

消費生活部長 お待たせいたしました。定刻を過ぎております。始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中をこの審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当いたしております消費生活部長の宮川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この審議会の開催に必要な定足数について、まずご報告させていただきます。ただいまご出席いただいております委員の方は19名でございます。委任状が2通届いておりますので、委員総数25名の過半数、13名以上の出席という総会開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、委員の皆様には既にご案内を差し上げておりますとおり、本日は、「食品の原料原産地表示のあり方について」の諮問をさせていただきます。このため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法に関する事務を所掌しているところの福祉保健局健康安全室の室長以下担当の幹部職員及び福祉保健局総務部長が、都の考え方をご説明し、また、皆様方からのご質問等にお答えするためにこの場に同席させていただきます。この諮問に関する審議が終わり次第、退席させていただきますことをあらかじめご承知おきいただきたいと思います。

なお、本審議会は原則公開として、総会の内容は都のホームページ等に掲載し、公表させていただきます。

それでは、松本会長、よろしくお願いいたします。

松本会長 ただいま報告がありましたとおり、総会開催に必要な定足数を満たしておりますので、第19次東京都消費生活対策審議会第6回総会を開会いたします。

最初に、今回新たに委嘱されました委員及び書記につきまして、事務局からご紹介をお願いします。

消費生活部長 まず、平成19年11月27日付で新たに委嘱させていただきました委員の方々をご紹介いたします。

お手元の資料1「委員名簿」をご覧ください。下線が引かれておりますが、都議会議員の委員に変更がございまして、これまでお務めいただいた、鈴木委員、いのつめ委員、藤井委員の3名が今回ご退任をされまして、欠員1名の補充を含め、新たに4名の方が委員

に就任されました。ご紹介させていただきます。五十音順に申し上げます。

石川芳昭委員でいらっしゃいます。

遠藤衛委員でいらっしゃいます。

大津浩子委員でいらっしゃいます。

なお、桜井武委員におかれましては後ほどお見えになると思いますので、よろしく願いいたします。

また、東京都の幹部職員の人事異動によりまして書記の交代がございました。書記につきましては、お手元の資料の2「幹事・書記名簿」の配付をもって紹介にかえさせていただきます。下線の箇所で交代がございました。

以上でございます。

松本会長 それでは、審議に入る前に、配付資料につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

企画調整課長 消費生活部企画調整課長の樋渡でございます。

それでは、お配りしております資料を確認させていただきます。

資料1が、第19次東京都消費生活対策審議会の委員名簿でございます。

資料2が、幹事の名簿と書記の名簿でございます。

資料3が、「食品の原料原産地に関する東京都の考え方」でございます。

資料4が、「加工食品の原料原産地表示のあり方を検討する際の留意点」という資料でございます。

資料5が、「加工食品の原料原産地表示」に関する意見でございます。

資料6以降はお手元の封筒に入っております。お手数ですが、中をご確認いただければと思います。

それでは、申し上げます。資料6が、「東京都消費生活基本計画改定案骨子」でございます。

資料7が、「平成20年度消費生活関連予算」でございます。

資料8が、「多重債務問題の現状と東京都における取組みについて」でございます。

資料9が、「消費者団体訴訟制度の実効確保のための取組みについて」でございます。

資料10が、「東京都における事業処分等の実績について」でございます。

資料11が、「危害危険情報対応状況 主要項目一覧」でございます。

資料12が、「消費生活相談支援サイトの開設について」でございます。

資料13が、「東京都消費者被害救済委員会平成19年度解決案件・付託案件」でございます。

それから、机上に、参考資料と関係法令集、消費生活対策審議会関係資料をお配りしてあります。

資料は以上でございます。不足等がございましたらお申し出願います。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の会議次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、当審議会に対して知事から諮問がございます。知事は所用によりご欠席のため、谷川副知事から諮問をお受けいたします。

(諮問文手交)

松本会長 それでは、ただいまお受けいたしました諮問を、事務局から朗読していただきます。

消費生活部長 それでは、朗読させていただきます。

19 生消生企第592号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成20年3月27日

東京都知事 石原慎太郎

記

食品の原料原産地表示のあり方について

以上でございます。

松本会長 それでは、ここで谷川副知事からご挨拶をお願いいたします。

谷川副知事 東京都副知事の谷川でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。ただいま「食品の原料原産地表示のあり方について」の諮問文を石原知事に代わり松本会長にお渡しいたしました。

本来、食品の表示に関しますことは、全国的な問題として国がそのあり方を検討し、必

要な制度を整えるべきものと考えております。しかしながら、食肉偽装あるいは消費期限等の改ざん、中国産冷凍ぎょうざによる健康被害などによりまして、食の安全・安心に対する国民の信頼が大きく損なわれている中で、残念ながら、国は十分な対策を講じているとは考えられません。

そのような中で、例えば、加工食品の原料がどこで生産されたものなのか消費者が知りたくても、国の法令で原料原産地の表示を義務づけているのは、焼きのりであるとか干しシイタケといった、私たちの感覚からしますと加工食品とは言えないような、生鮮食品に近い、ごく一部の食品に限られているのが現状でございます。最近になって国に見直しの動きのあることは十分承知しておりますが、それほど進んでいないのも事実でございます。

そこで、こうした状況を打開し、食に対する都民、国民の信頼を回復するため、石原知事から、東京都が国に先駆け食品の原料原産地の表示を改めるよう指示を受けております。今回は、その最初の取組みといたしまして、家庭の食卓に上る割合が高くなっております調理冷凍食品について、東京都消費生活条例に基づく独自の表示制度を使い、原料原産地の表示を義務づける考えでございます。

調理冷凍食品は、この表示制度の対象となる商品として既に指定されているところがございますけれども、新たに原料原産地の表示を求めるものであるため、改めて審議会のご意見を反映させて、より実効性の高いものにしたいと考えております。また、少しでも早く実現して、国の動きを加速させるとともに、食の安全・安心の確保のために役立てたいと望んでおります。

どうか、こうした事情をおくみ取りいただきまして、例えば、どこまで表示すればよいか、どういう表示の仕方が効果的かなど、消費する側、製造・販売する側の双方にとって議論の多いところでもありますので、ぜひともよい知恵を授けていただきたいと思いますと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、諮問に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松本会長 どうもありがとうございました。

なお、ここで副知事は所用のため退席されます。

続きまして、諮問の概要につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

消費生活部長 それでは、諮問文の次のページに「諮問の趣旨」がありますけれども、まずこれをお読みいたします。ご覧いただきたいと思います。

諮問の趣旨

現在、食品の原料原産地の表示が義務づけられているのは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づき、

- 1 国内で製造された食品のうち、乾燥きのこや焼き海苔等のような加工度が低く、生鮮食品に近い20食品群について、その原材料に占める重量の割合が50%以上のもの
- 2 うなぎ加工品やかつお削りぶし等個別の品質表示基準により表示が規定されている4品目

にすぎない。

したがって、その他多くの一般加工食品、とりわけ都民の日常生活に深く浸透し、安全性への関心が高まっている調理冷凍食品にも、表示義務は課されていない。

このような状況を踏まえ、都民の食への不安を解消し、消費者が食品を選択する上で重要な情報を提供するために、原料の原産地表示をできるだけ早期に実現する必要がある。

そのため、「食品の原料原産地表示のあり方について」諮問するものである。

なお、この表示に関する東京都の考え方について、具体的な中身につきましては、この後、福祉保健局の担当からご説明申し上げますが、私からは、今ほどの副知事の挨拶にもございました東京都消費生活条例に基づく独自の表示制度を使って、調理冷凍食品について原料原産地の表示の義務づけることがどのような手続きで行われるのか、ご説明させていただきます。

お手元に「参考資料」というつづりがあると思います。恐れ入りますが、これの右下にページが振ってありますので、2ページをご覧くださいと思います。2ページの右側に、条例第16条第1項、その下に指定品目の表示事項とありますけれども、調理冷凍食品につきましては、条例の第16条第1項に基づいて、既に、原材料配合割合の表示が義務づけられております。そこで、この表示項目に、原料原産地を追加し、表示に際し事業者が守るべき事項などを条例の第47条に基づいて知事の告示により定めると。このように予定しております。告示につきましては、東京都の広報に搭載して広く都民にお知らせするこ

とになっております。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

続きまして、表示に関する東京都の考え方について、事務局からご説明をお願いいたします。

食品医薬品安全担当参事 福祉保健局食品医薬品安全担当参事の奥澤でございます。

それでは、お手元の資料3に沿って説明させていただきます。申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。

資料3でございますが、資料は、1ページから4ページまでと、それに関連しますその後の資料3 - 1から3 - 4で構成させていただいております。

まず表紙をおめくりいただきまして1ページをご覧ください。食品の表示項目について示したものでございます。表示事項を具体的に規定している法制度といたしまして、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法と食品衛生法がございます。今回ご審議いただく原料原産地表示につきましては、原産国表示とあわせまして、このJAS法に一定の枠組みが設けられております。具体的には、その下の2に「食品の原産地表示制度の概要」として記載させていただいております。

まず、野菜、果物など生鮮食品について原産地表示が、それから、外国で最終製品にまで製造されました加工食品についての原産国表示、さらに、加工度の低い20食品群の原材料のうち重量割合が50%以上のもの及び個別の品質表示基準で規定される4品目について、原料原産地表示が、いずれもJAS法に基づいて規定されております。

ここで言う加工度の低い加工食品と申しますのは、魚を開いて干したのやゆでダコなど、生鮮食品に簡単な加工を加えたものでございまして、具体的には、3枚めくっていただきますと、4ページの後ろに資料3 - 1に記載させていただいております。

もう一度1ページにお戻りいただきます。

一方、東京都におきましては、ただいま説明がありましたように、東京都消費生活条例に基づき、独自に調理冷凍食品など4品目につきまして、原材料の配合割合などについて表示項目として位置づけておりますが、原産国や原料原産地については現状は特に規定を設けていません。

次に、今回ご審議いただきます原料原産地表示につきまして、対象とする食品、原材料の種類や範囲、さらには表示の方法について、都として考えている基本的な考え方について

て順次説明させていただきます。

最初に、対象とする食品の範囲ですが、1枚おめくりいただきまして2ページに記載させていただいておりますように、国内で製造され、消費者向けに販売される調理冷凍食品を想定しております。その理由といたしましては、今回の中国産冷凍食品の事例を通じて、まさに消費者の買い控えなど不安が高まっており、その不安を払拭することが急務である。また、これらの食品は利便性が非常に高く、都民の食生活に密着した食品であることなど、最優先すべき食品であると考えております。

調理冷凍食品は、使用する原材料の種類が、素材的なものから、ある程度加工の進んだものまで多岐にわたるなど、加工度の高い食品ですが、既に業界としても先駆的な取組みもなされております。したがって、こういった消費者の関心の高いこの分野での取組みが、結果として食品業界全体の取組み促進にもつながるものと考えております。

なお、今回ご審議いただく原料原産地表示は、東京都生活条例第16条第1項に基づく表示事項として検討しているものでございます。本規定は、消費者が購入する際にその内容を容易に識別することを目的としている趣旨であることから、消費者向けに販売される食品を対象として使用するものでございます。したがって、今回は業務用のものは対象に考えていません。

次に、原材料の種類と範囲でございます。これについては2つの視点で考えております。1つ目が原材料の加工度に着目したもの、もう一つが主たる原材料という視点でございます。最初に加工度の視点からですが、1枚おめくりいただきまして3ページに記載させていただきましたように、生鮮食品及びそれに近い加工食品を対象として考えております。この生鮮食品及びそれに近い加工食品は、それが消費者に提供される食品である場合には、いずれもJAS法で、現在、原産地表示が求められている食品に相当するものでございます。

加工食品には、野菜や肉、魚などの生鮮食品のほか、さまざまな加工段階の食品も使用されております。先ほどの資料3-1の次の資料3-2に一例を掲げさせていただきましたが、世界各地で生産された一次産品としての原料が、国内で加工され、それがさらにまた最終加工製品の原料として用いられております。その意味では、最終加工製品に直接用いられる原材料は国産であっても、大本の原料が輸入品であるといったこともございます。この場合、もとの原産地を確実に把握するためのシステムが整っているわけではないという実態があります。

逆に、原材料として使用する加工食品の原産地を表示させますと、多くのものが、ここにありまうように国内産ということになってしまい、かえってその実態を反映しないこととなってしまう。

次に、もう一つの視点、「主たる原材料」という点ですが、もう一度4ページにお戻りいただきたいと思ひます。4ページの5に基本的な考え方を記載させていただいております。すなわち、重量に占める割合が上位3位までのもので、かつ5%以上の生鮮食品及びそれに近い加工食品を想定しております。この考え方は、JAS法に基づく個別基準であります野菜冷凍食品品質表示基準の中の主な原材料の用語の定義に合わせたものでございます。上位3位までに含まれるものであっても、その量が極めて少ないものについては対象から外そうとするものでございます。

一方、(2)にありますように、商品名に冠した原料につきましては、その食品を特徴づけ、また、そのメッセージにより消費者の消費行動が大きく影響されるものであると考えられるため、量のいかんを問わず、仮に5%以下であっても原産地を表示すべき原料としてとらえようとするものでございます。

これらの具体的な例を資料3-4に掲げさせていただきました。その2点の視点によって、両方に重複して該当する原材料、あるいは、片方だけに該当するものなど、幾つかの事例を挙げてお示しさせていただきました。

最後に、表示の方法でございますが、もう一度4ページにお戻りいただきまして、4ページの最後の6に記載させていただいております。原料の調達先は非常に変化が激しいという実態、あるいは、食品の包装に記載するスペースが限られていることなどを考慮いたしまして、消費者に正確な情報を的確に提供するためには、従来のような、食品の包装に印刷した文字情報を原則としながらも、必ずしもこれに限定せず、むしろ、最近のIT技術などを積極的に活用すべきであろうとして、柔軟に考えていこうとするものでございます。また、内容につきましても、前年の実績をもって記載するなど、現在、JAS法が認めている方法との整合性も図っていこうとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、都として考えております基本的な考え方について説明させていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

松本会長 ありがとうございます。ただいま、東京都としての現時点の考え方を説明いただきました。

東京都の消費生活対策審議会運営要綱の第9条第1項の規定によりますと、諮問事項の

審議の際に、必要に応じて、関係者である都民の意見を聞くことができるとされております。そこで、食品関係の事業者団体から、食品の原料原産地表示に関してご意見をいただくために、財団法人食品産業センター及び社団法人日本冷凍食品協会の2団体に対して、本日の審議会にご出席をいただくようお願いいたしました。

そこで、まず、財団法人食品産業センターからご意見をお伺いしたいと思います。

どうぞ、お願いいたします。

花澤専務理事（食品産業センター） ただいまご紹介いただきました財団法人食品産業センターで専務理事をしております花澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、発言の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

一つだけ。なぜ、私ともう一人が陳述に来たかを若干申し上げますと、食品というものは、東京都の資料3の2ページの下に、「加工食品」ということで囲ってありまして、乳製品や食肉製品、調理冷凍食品、菓子類、つくだ煮云々ということでたくさんあります。それぞれの種類ごとに業界、業界団体があります。したがって、今回は特に調理冷凍食品ということであるので、お隣の冷凍食品協会からも意見を述べさせていただきます。

全体的な問題、例えば環境問題とか、衛生基準全体の問題など、そういう全体の加工食品に係る問題になると、私ども食品産業センターが関係のそれぞれの団体とともに行動することになっておりますので、ご承知おきください。

それからもう1点。食品製造業についていろいろな制度あるいは規制、いろいろな措置を講じられるときに、一つ念頭に置いていただきたいのは、食品製造業は全国に5万4,000ぐらいありますが、そのうち、いわゆる零細企業である従業員が3人以下の企業、例えばまちのお豆腐屋さんなどもそこに入ります。これが3割あります。そして、いわゆる中小企業、従業員が299名以下がたしか69%、約7割。残りの1%、500を切る企業が、いわゆる大企業になっております。したがって、いろいろな制度をつくるときに、そういった多様な中小零細企業も含めて実行可能性をご検討いただきたいと思います。

それでは、表示のことにつきまして若干ご説明したいと思います。

資料4「加工食品の原料原産地表示のあり方を検討する際の留意点」をご覧くださいと思います。1枚めくっていただきまして「加工食品の表示作成の手順」と、東京都さんの参考資料の10ページ、「冷凍食品の表示例（実寸大）」を見ていただきたいと思います。

まず、これの一番のポイントは、上の欄に名称、原材料名、右上に行きまして、内容量、

賞味期限、保存方法、最後に販売者。一般的に義務表示で一括しているこの6項目は必ず表示することになっておりまして、それ以外に、例えば、栄養成分表示が右のほうにあります。あと、その下のほうには、アレルギー表示があります。特に特定物質として、乳、卵、小麦、そば、落花生とありますが、どれを使っているかという表示も非常に重要な表示でございます。

それから、直接、食品とは関係ありませんが、真ん中あたりに、プラスチック、紙の表示があります。いわゆる容器包装リサイクル法の関係の表示があります。

そのようにたくさん表示をしている中で、我々としては、どういう表示が見やすいかということと、どれが本当に必須なのか、そんなことも考えながらご審議願えればと思っております。

次に、先ほど私が申し上げました「加工食品の表示作成の手順」を見ていただきたいと思います。まず、「表示作成に当たっての基本的な確認」ということで、先ほど東京都さんからご説明がありましたように、一般的にはJAS法から入りますので、Step 1と書いてありますけれども、JAS法の中でまた加工食品についての共通の表示基準がありまして、まずこれを見るわけです。それから、Step 2として、この一般的な表示基準以外に、例えば先ほど申し上げましたアレルギー表示とか遺伝子組み換え表示が必要かどうかなど。あるいは、栄養成分表示が必要であるかどうか。書くとしたらどうするか。それから、表示に関する公正競争規約がある品目であるかどうか。こういうものをチェックしながら進んでまいります。

それから、その下の「義務表示事項を表記する際の確認」ということで、先ほどの一括表示の6項目、Step 1の名称、Step 2の原材料名。この原材料名が大変で、この表示でも大きな面積を占めております。例えば、「原材料表示の基本的ルールを把握していますか」と。これは、原材料名を書くときには重量順で書きなさいとか、幾つかいろいろなルールがありますが、そういうものを満たしているかどうか。そうしたことをチェックしてまいります。今回の場合、原料原産地表示ですから になります。ここまで来て、さて、この食品については、原料原産地表示が義務づけられているかどうかをチェックして入っていくというようなことでございます。それ以外に、右のほうにそれぞれ、内容量、最近またいろいろと関心を呼んでいる期限表示、保存方法等も記載することになっております。

これが、表示をする際に、私ども事業者としてチェックしていかなければいけない項目です。それから、先ほどご覧いただいた例のように、大変たくさんの情報が小さな文字で

書かれているという実態があります。

我々としては、表示で、例えば先ほども申しました原材料の重量順に表記するということであるにもかかわらず、間違えて、1番目の重量のものと2番のものを間違えて書いてしまって、それで表記ミスということで、最近では製品回収まで行ってしまう実態がありまして、経済的、資源的にいかがかなということが出てきている状況でございます。

次に、原料原産地表示の問題についてちょっとご説明したいと思います。私どもの資料の2ページをご覧ください。先ほど東京都さんからも、加工食品の原料原産地表示の現在の状況をご説明いただきましたが、若干、時系列的にご紹介したいと思います。

加工食品の原料原産地表示問題は、平成13年から実現しておりまして、当初は個別品目ごとで、先ほども出ていた、例えばかつお削りぶしとか、漬け物、アジ・サバなどの干物、こうした個別品目ごとに指定して義務化してまいりました。これが平成15年まででございます。その後、個別品目ではなく、もっとカバー率の高い考え方でということで、原材料が品質を左右する加工度の低い加工食品を横断的にカバーすることで「食品群」というとらえ方をして拡大していったわけでございます。その中身については、都庁さんから先ほどご説明がございました。たまたま19年10月に若干追加がございまして、この20品目群の中で落ちていたような性格のものを、緑茶飲料、あげ落花生といったものを追加しております。

次にご説明しておきたいのは、3ページですが、これから加工食品に原料原産地表示の義務づけを拡大する場合、どこが問題かということでポイントだけ申し上げたいと思います。

一つは、原料原産地の情報がしっかり入手できるかどうかという問題です。先ほど都のご説明にもありましたように、我が国の食品原料は、ずっとさかのぼっていきますと、食料自給率が4割ですから海外品が6割ですので、何らかの形で海外から入ってきております。例えば、漬け物のように、はっきりと、この野菜ということで原料がわかるようなものが入ってきている場合には、その産地はよくわかるのですが、例えば調味料をどこかの国から輸入してくる、あるいは、チキンをタイで加工するけれども、タイ産チキンも使うし、隣の国のベトナムのチキンも使うとか、そして、季節によっていろいろな産地のものを使って、それを加工し、それを輸入して日本で味つけして製品にしていくということになりますと、大本の産地情報がしっかり私どもに入手できるかどうか、ここが大きな問題でございます。

それから、その下に書いてありますように、特殊調達先や混合比率など、高度な加工技術を企業秘密にしているような企業がありまして、こうしたところは、その配合割合などは教えてくれないという向きがあります。ということで、本当にきちんと原料原産地情報が入手できるのか、どの程度までのものであれば入手できるのかという観点もご議論願えればと思います。

2番目ですが、実際に情報は入ったけれども、表示ができるのかという表示の実行可能性の問題でございます。これは後ほど冷食協会さんからもご説明があると思いますが、加工食品においては、原料といっても、一定の産地の原料を年間使っているわけではありません。農産物の特性からして、季節性もありますし、価格変動もありますし、いろいろな面から、産地を多角化して、その時々原料を使って製品をつくっております。したがって、産地の切り換え、あるいは、原料の配合割合が頻繁に変わっているのが特徴でございます。

例えば、鉄鋼製品のような場合、オーストラリア産の鉄鉱石を使おうが、どこの国の鉄鉱石を使おうが別に関係ないですし、だれも気にしませんが、食品の場合、一々それをチェックしていくとなると大変な手間がかかります。それを実現するためには、 に書いてありますように、産地ごとにそれぞれの包材を、例えば、アメリカ産、カナダ産、何々産というものを、一つの商品にもかかわらず幾つも用意しておいて、その原材料の産地ごとに包材を変えて梱包していかなければいけないとか、あるいは、製造ラインを切り換えていくなど、大変複雑で手間がかかる作業があります。それが嫌だということになると、産地を特定して、終年、その産地のものを使うということになると、またこれが品質、価格を犠牲にしていくこととなります。そのようなことから、表示の実行可能性の点も十分にご審議願いたいと思います。

3番目ですけれども、我が国の食品をめぐる表示につきましては、国際慣行とは異なる部分があります。例えば、コーデックス国際規格では、原料原産地表示は義務づけられていません。表示項目の中から落ちております。原産国表示になっております。したがって、原料原産国表示を国産品にどんどん拡大していくと、国産品だけが書いて、外国から入ってくるものは原産国だけという状況になります。それから、WTO協定というのは、今回、こうした措置を強化すると、外国から入ってくるものについても、外国の業者が原産地情報を提供しなければいけないこととなります。そうなりますと、海外の事業者にさらに義務を負荷することになるので、WTO協定上のいろいろな通報とかいう措置が必要

になるのかなと考えます。

以上、加工食品に原料原産地表示する場合の情報入手の難しさ、表示の難しさ、そして、実際に先ほど都庁の資料でご覧いただきましたように、たくさんの表示事項がありますので、これを全部包装紙に書いていくことが、消費者にとって本当にいいことなのかということをお願いしたいと思います。

最後に、要望させていただきますと、私どもといたしましても、今回の中国産冷凍餃子問題等を踏まえまして、何とか情報を提供すべきではないかというようなことは、消費者の皆様方、あるいは、我々自身もそうした考えを踏まえていろいろな取組みを検討しております。それぞれの業界団体ごとにできることは何かという観点から、しっかりと検討しているところでございます。

そうしたところ、去る19日に農林水産省から「加工食品の原料原産地表示の推奨について」というものが出されております。確か東京都さんの資料の後ろのほうにもついていたのではないかと思います。14ページに、農林水産省のホームページから取ったものでしょうか、あります。「加工食品の原料原産地表示の推奨について」ということが発出されております。私ども事業者団体には、次の15ページで、3月19日付で文書をいただいております。ポイントとしては、15ページの真ん中あたりに「食品製造業関係団体、中食産業関係団体」と書いてありまして、この第3段落に、「貴団体におかれましては、傘下の事業者に対して、Q & Aを周知するとともに、加工食品を消費者等に提供、販売するに際し、原料原産地について商品、ポップ等への表示、ホームページ、お客様相談窓口の対応等により積極的に情報提供する取組を促進していただきますよう」という要請も受けております。

こうしたことも踏まえて、私どもとして、とにかくできることをしっかりやっていくという観点から、いろいろと検討、努力しているところでございます。

1点申し上げたいのは、先ほど冒頭に申し上げました、食品製造業といいましても、零細企業が3割、中小が7割、大企業が1%というような状況でありまして、法的に措置を義務づけるとこれは絶対に守らなければいけないわけですから、そうしたときの中小・零細事業者を含めてどこまで負担できるか、現実的に対応できるかというところが、この食品業界でいろいろ施策を打っていくときにポイントになると思いますので、先ほど東京都さんから、必ずしも包装の中で書かなくてもいろいろなやり方があって、消費者に情報提供しやすい対応でいろいろというようなお話もいただきましたけれども、そうした柔軟性

のあるご議論もいただければと考えております。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

続きまして、社団法人日本冷凍食品協会からご意見をお願いいたします。

山本常務理事（日本冷凍食品協会） 日本冷凍食品協会の山本でございます。

私ども社団法人日本冷凍食品協会は、昭和44年に設立されまして、当時、まさに日本に冷凍食品が出てきたころからいろいろな取組みをしてまいりました。現在、全国に770社の会員を抱えておりまして、冷凍食品では唯一の業界団体と考えていただいてもよろしいかと思っております。構成は、770社ありまして、先ほど花澤専務から話がありましたとおり、その中の大手、中小零細といった組み合わせは、恐らく共通だと思っております。そういう中で、今回、私ども、冷凍食品という名前で、こういう大変厳しい事件を起こしまして、それが消費者の方、国民の方に大変ご迷惑をかけていることについては、大変反省いたしております。

先ほど東京都のほうからもお話しいただきましたとおり、現時点で売上が相当落ちていきますし、今朝ほどの新聞でもご覧いただいたかと思っておりますけれども、大手の事業者は、残念ながら生産を減らさざるを得ない。当分の間、3割ぐらい生産を縮小しようかといった話も出ている中で、私どもとしましても、協会の会員各社と一緒に、何とかこの点を打開したいということで努力してまいりたいと思っております。

ただ、そうはいつでも、それが即原料原産地表示なのかなというところは、若干、疑問がないわけでもありません。そういう中で、できる限りのことはやりたいと思っておりますけれども、今日は、先ほど説明がありました花澤専務のお話と若干重複するかもしれませんが、私ども冷凍食品産業の立場から、原料原産地表示について意見を述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

お手元に資料5ということで、私どもの意見と、意見を申し述べるに当たって参考資料をつけておきましたのでご覧いただきたいと思っております。

まず第1の視点ですけれども、先ほど花澤専務からも話がありましたとおり、実は、加工食品の中でも特に調理冷凍食品は原材料の構成が非常に複雑多岐にわたっております。ご存じのとおり、いろいろな原料を集めて、それをそれぞれ加工しながら最終製品をつくっていくという意味では、こういう惣菜型の食品は、ほかの食品に比べて極めて特徴的な、そういう原材料の構成の難しさがあります。

現実にこのことを若干説明させていただきたいと思ひまして、次のページの資料1 - 1、資料1 - 2を開きいただきたいと思ひます。まず資料1 - 1は、私どもの協会に参加している企業のニッスイからお借りした資料です。これは「肉と野菜の3種のおかず」というものです。次のページをお開きいただきまして、資料1 - 2の「商品名」から始まり、下の中間の段階の「販売者」までが、実際にパッケージの裏に書いてある内容でございます。名称は「肉と野菜の3種のおかず」ですけれども、そこに3種類の食品が入ってしまひて、牛肉すき煮、豚肉野菜いため、鶏肉トマト煮と3種類入っています。

それを下に、これは現時点では表示していませんけれども、「上記の商品の主要な原材料の産地」ということで整理してみますと、牛肉についてはオーストラリア、ニュージーランド産。これは、先ほど花澤専務が説明されましたけれども、産地の安定供給、価格の状況、カントリーリスクも含めて、年間で最適な原料調達をしています。同じように、豚肉もカナダ、国産と書いてあります。こうした形で、最終商品をできるだけ適正な価格で安定した品質を維持しながら商品をつくっていくということで、原材料は必ずしも1カ国、1カ所、1つに固定できない状況がございます。

同じように、資料2 - 1、これは「たこ焼き」の事例でございます。同様に、商品名から原材料名、原材料がこれだけあるわけですけれども、その中の主な原材料ということで取り上げただけでも、例えばキャベツは国産と中国産を使い分けていますし、特にタコについては、ベトナム、フィリピン、インドネシア、中国、こうした4カ国のものを現実に扱っているわけです。これは、国産原料が、ご存じのとおり、自給率の低下ということもありますし、安定的にこういう商品を、しかも合理的な価格できちんとつくっていくためには、原材料調達が大変厳しい状況にあるという現実があります。このことを各メーカーとも大変苦労しながら現実に商品をつくり、提供しているという現状がありますので、この辺のことをどういう形できちんと消費者の方にお伝えするかということが大変厳しい状況にあります。

先ほどちょっとお話がありましたように、既に一部の業者がやっているということもありますけれども、これは、そもそも何がきっかけだったかということ、アレルギー表示が義務づけられたときに、アレルギー表示の場合は、原材料をかなりさかのぼって、どういうアレルゲンが入っているかということ調査した上で、そのことを最終正品に盛り込まないと、これは健康被害に直接つながりますので、皆さん大変苦労しました。ある意味では、原材料のコンピュータ管理システムのようなものをつくったところもありまして、そうい

うことがきちんとできているために、たまたま今回の原料原産地表示についてもそれが利用できるかもしれないということで、一部の商品についてやっておられるところがあるのだらうと思います。

そのことはいろいろと問題があろうかと思えますけれども、いずれにしても、こういう形で原材料が非常に複雑多岐にわたっているという状況がある程度考慮していただいて、どういう表示、どういう情報開示が適切かということをご配慮いただければと思います。

資料5の1ページ目に戻っていただきまして、2番目の視点として、先ほど申し上げましたように、安定的な供給、調達が必要だと。リスク分散も考えなければいけないということで、いろいろあるわけですが、これだけ複雑になってきますと、逆にミスが怖いのです。そのミスを犯さないためにどういう仕組みを構築するかということは大変苦慮するところがございます、そのことをきちんとやらずにやってしまうと、もちろんコスト増にもなりますし、場合によってはミスを起こすことが、逆の意味で消費者の方々にご迷惑をかけることにもなりかねませんので、その辺の難しさがあります。しかも、それは大手はまだいいとしても、中小になりますと、そうしたことに対する仕組みづくりをつくっていかねばいけないということもあって、大変厳しい現実であることをぜひご配慮いただければと思います。

そのことは3番にも書いておりますけれども、現時点で、食品企業としての回収の事例が増えているのですけれども、これは、回収をするということが、企業側にとっては、当然、それが企業の悪意であったり、企業の不注意であれば、それはやむを得ないことかもしれませんが、現実にはそれを回収するための費用はかなり膨大な費用がかかっております。社告を打つにしても、実際に回収対応をするにしても、かなり膨大なコストがかかっていきますし、これは企業にとってはやむを得ないとしても、ある意味、社会的にもその積算はかなり大きいものだと思います。

これは、先ほど申し上げましたように、原料原産地表示というのは、そういう意味で、ある意味ではミスが起こりやすい表示になろうかと思ひまして、その辺は業界としていささか苦慮している状況でございます。

4番目の視点として、これも先ほど花澤専務のお話の中にありましたし、現在、東京都さんも資料に入れていただいておりますけれども、20種の食品群、原産地表示、個別品評による4種類の食品群の表示があるのですが、これに今回、別の観点から原料原産地表示と

いうシステムを導入することは、同じ原料原産地表示でありながら、目的とか趣旨がかなり違う表示制度が導入されてしまうわけです。現実には、ご存じだと思いますけれども、期限表示一つをとってみてもなかなか複雑な制度なので消費者にとってわかりにくいということがありまして、それをどうしようかということはいろいろな立場から考えておられますけれども、今回、新たに冷凍食品について原料原産地表示を義務づけるということが出てくると、これまた食品別にいろいろなシステムが同時に併存することになります。特に冷凍食品の場合は、そういう意味でもともと表示事項が多い中で、そういう表示制度が併存することについては、ある意味では、逆に消費者の方々の混乱につながらないかということ懸念している次第でございます。その点についてもぜひご配慮いただければと思います。

5番目の視点ですけれども、これは、最終的にはパッケージに表示するのか、インターネット等の情報なのか、二次元バーコードその他の方法によるのかということは、これからご審議いただいて決定いただくのだと思います。いずれにしても、我々生産する側の立場から言いますと、どんな手段であれ、最終的にその情報を的確に、ミスなく出すためには、あるシステム、ある管理体制を構築していく必要があります。これはもちろん、構築すれば絶対にできないということではないので、当然、その構築をしていくこととなりますけれども、これには、先ほど、アレルギーのお話をしましたが、アレルギーの表示が2003年からスタートしていて、実はその2年前に法律告示されています。その間、少なくとも大手の冷凍食品メーカーはそれに対応すべく大変な努力をしまっていました。原料原産地の、そもそも商品設計の段階から、どういう原料をどう組み合わせしていくか、それをどう調達し、管理していくかということを大変苦労しながらやってきたわけです。

それと同じことが、場合によっては、原料原産地表示を、ミスなくきちんとやろうということであれば、制度なり仕組みを企業の中で構築していかないといけないということが出てくると思います。そうすると、大手は、先ほど申しあげましたように、既に一部の企業がやっているという状況がありますけれども、それを、零細はなかなか難しいと思いますが、中小のどこまで、どういうふうにするのかと。逆に、それが仮に、意図的な偽装は論外ですけれども、ミスが起こったとして、そうした状況が起こったときに、それを商品として回収しなければならぬのかといったことも含めて、これは大変な混乱を招きやすいということを私どもは懸念しております。その辺のことにどう対応するのかという点についても、ぜひご配慮いただきたいと思います。

6番目の視点は、先ほどの花澤さんの話にありました。国内の国産については義務づけられるけれども、海外のものはいいよということであれば、逆に、我々生産者としては、もう海外でつくろうかということも、こんな考え方がよくないことはわかっているのですが、逆の作用が働くだろうと。それから、当然、それは国際的にも、ある意味での非関税障壁だという見方がされないとも限りません。その辺の配慮はぜひ必要だと思います。

もう一つ、あえて言わせていただきます。これは書いていません。先ほど、東京都の副知事からお話があったと思いますが、私どもの冷凍食品も含めてそうですけれども、現在、国内の食品の生産、流通は広域化しています。鹿児島でつくったものを東京都で売るのはごく当たり前です。いずれにしても、広域な生産、流通のルートすら複雑になっています。そういう中で、東京都に規制ができたからどうしようかと。千葉県でつくったものを、東京都に売ると、それ以外で売るとどうすればいいのかといったようなことは、やはり実務的には出てくると思います。その辺をどうぞ配慮いただき、どういう形で取り扱っていただけるかということも、製造者の立場から言うと一番気になるところでございまして、ぜひご配慮いただいて、その点のことについて何らかの形で取り組んでいただければ大変ありがたいと思います。

いろいろな話をして雑駁になりましたけれども、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

松本会長 ありがとうございます。

それでは、東京都の事務局からのご説明と、事業者団体からのご意見を踏まえまして審議に入りたいと思います。

どうぞ、ご質問、ご意見がおありの方はご発言ください。

池山委員 冷凍食品協会の山本さんにお聞きします。冷凍食品の事業者というのは、花澤さんがお話しになったように、従業員が3人以下の零細企業とかいうところはまずないと思います。中小といっても、事業的には比較的大きい事業者、特に大手が冷凍食品は加工・製造していらっしゃると思いますけれども、その辺の具体的な実態はどうなのでしょう。

山本常務理事 確かにおっしゃるとおり、零細企業は私どもの協会の中にはあまりないと考えていただいてよろしいかと思います。

ただ、日本全国を見ますと、私どもの協会に入っていないメーカーが全然ないわけでもありませんし、私どもの場合ですと、明確な数字はつかまえていないのですが、自社ブラ

ンドで物をつくっているのは30社前後だと思います。残りはやはり中小です。今回、そういう意味では、業務用は外れるということなのでいいのかもしれませんが、一方で、大手といえども全部が全部自分でつくっているわけではなくて、いわゆる中小企業、先ほどの299が300以上かは別にして、そういうところにつくって、それをブランドとして販売するということはやっていますので、その範囲では、我々として考えておかないと、全体がスムーズにいくということではないのかなと考えております。

松本会長 鴨木委員、どうぞ。

鴨木委員 先ほど、海外でつくろうかという動きになるかもしれないということがございましたけれども、花澤専務にお尋ねします。実は、現在、20食品群の対象になっている中で例えばコンニャクについて、海外で生産している量、国内で生産している量、そのあたりの動きがわかりますか。

といたしますのは、今、消費者は、どこでつくられたかということに関心が高まっております。私の経験ですが、原材料は外国、販売者名は国内ですが、店に確認すると製造は海外だったということもございますので、現状、どのような状況なのか、もしおわかりでしたらお聞かせください。

花澤専務理事 恐縮ですが、コンニャクとかのことは詳しくはわかりませんので、よろしければ、後ほど東京都のほうに提出させていただきたいと思います。恐縮です。

大山委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、さっき、一部の業者が先行してやっていて、アレルギー表示が必要になったときにそのシステムが利用できたというお話があったと思います。ということは、そのアレルギー表示のシステムを利用すれば、原産地表示も可能だということではないのでしょうか。

山本常務理事 ベースは、たまたまアレルギー表示をするときに、一部の大手は、アレルギー表示のときに使ったものであろうと推測したものでありまして、その管理は、仕組みをつくっていないとなかなか難しいです。そういう中で、今回の原料原産地表示を中小のところまで広げようとする、そのための仕組みをそれぞれがつからないといけない、そのための時間がかかりますということを申し上げたかったということでご理解いただければ大変ありがたいと思います。

大山委員 素人でごめんなさい。

でも、アレルギー表示はしているわけですので、その仕組みは活用できるという考え方でいいわけですね。

意見ですけれども、この原料原産地表示については都民の皆さんの関心も高いし、そういう表示をすることを直ちに消対審に諮問したということは、都民の意見も聞けるということですから、本当に重要なことだと思っています。緊急にやることと、あと、いろいろな問題があるということでは、じっくり検討していく時間も必要かと思っています。

私たち消費者としては、原料原産地と同時に、その材料がどうやってつくられたのか、農薬がどのくらい使われているのか、有機栽培なのか、そういうことが知りたいです。本当に安全なのかということが知りたいので、そういう仕組みもどうしていったらいいのかということは検討しなければいけないと思っています。

パッケージを見るとたくさん書いてありますので、インターネットを使ってやることは重要だと思います。と同時に、どうしてもインターネットから距離がある方も大勢いるわけで、それには、やはり陳列しているところに大きな字で書くとかいうことも含めて検討していけたらと思っています。

松本会長 いかがでしょうか。

齋藤会長代理 ちょっとお尋ねしたいのですが、資料4の3ページの3の1の2つ目の段落ですが、「特殊な調達先や混合比率などの高度な加工技術を企業の秘密とし」ている企業があると。もう一つの記述として、「日本以外にも顧客を持つブランド商品等では、日本向けの商品のみに原料原産地情報を要求することとなり、結果として調達が困難になる場合も想定されるのではないかと」と、こういう2つの論述がありまして、抽象的にはわかりませんが、もう少し具体的に、この2つのことについてそれぞれ教えていただけるとよく理解できるのではないかと思いますので、その具体的な内容のご説明をいただきたいということが1点です。

2点目は、日本冷凍食品協会さんの資料5の資料1-2とか資料2-2に、「上記商品の主な原材料の産地」ということで、左に「主な生鮮原料」という記載があり、右側に「原産国」として、例えば資料1-2では、牛肉の原産国はオーストラリア、ニュージーランドという記載があります。例えば、このような表示をしなければいけないというルールができた場合、先ほどご指摘になっておられる食品産業センターさんの資料4の3ページの1の2番目のパラグラフ、「特殊な調達先や混合比率などの高度な加工技術」を表示したことになってしまって、この企業の秘密が暴露されてしまうような結果になるのかどうか。その辺の評価をお聞きしたい。

それから、同じように、「日本以外にも顧客を持つブランド商品等」云々ということで、

結果として、調達が困難になるような場合に当たるのかどうか。これについての評価をどのようにされているか、これはご意見だと思えますけれども、それをちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

花澤専務理事 まず、冷食協会さんから先にお答えいたします。

山本常務理事 今の食品安全センターさんへの質問も、私が代わってお答えしたほうがいいのかと思われる部分もありますのでお答えします。

例えば、今、オーストラリアでとれた白身の魚を中国に持ってきて、ある段階まで加工して、それをまた日本なり別の国に持って行って最終商品に仕上げるということは、かなりいろいろな原料でされています。そういう場合に、そのことをどう。もちろん、私ども、通常はその場合には、例えばオーストラリア産の白身魚を使って中国で加工したという書き方を一部はしています。ただ、そのこと自体が、場合によっては機密である場合、技術的なノウハウが入っている場合にはやりにくいということは、具体的に幾つかの商品ではあります。そのところがどう配慮されているかということは大事だろうと思っております。

逆に、日本で加工したものを、今、ヨーロッパに冷凍食品で結構出しています。ヨーロッパ以外でも、最近アジア各国でも、経済発展に伴って日本食が好まれていますので、ある意味では、日本食はブームです。そういう商品を海外に出すというケースは結構あります。そういう場合にどう取り扱うか。当然、そこは、表示は、F T O体制もそうですし、コーデックスの中でも必要ありませんから、それは一々外すのか、外さないのかということも出てくるかもしれません。それが一つです。

それから、私にいただいた質問の中で、ここに書いているのは、原料を、例えば、たこ焼きのタコの事例をご説明したらよろしいかと思えますが、これは4カ国使っていて、同じ日に別々の原料を使っているわけではありません。当然、ある月の前半はベトナムのタコを使いましたよ、次の月にはフィリピン産を使いましたよといったことは現実に起こっています。

そうしますと、そこは1つの産地しか書けなければ、全部表示を変えなければいけないわけです。これは、生産量から考えて、そこまで細かくパッケージを本当に準備できるのか、準備しようと思ったら不可能ではありませんけれども、非常にコストが高くなるということがありますので、ここは、先ほど花澤専務から、業界としても何とかということを考えていまして、私どもとしても、実は何らかの形で対応していきたいと考えて協会会員

と話をしているのですけれども、そのときに、既に一部されているのが「または」という書き方をしています。4カ国ありますと、「ベトナムまたはフィリピンまたはインドネシアまたは中国」という書き方を一部のメーカーはしています。このことをどう考えるか。そうした問題が、この原料原産地表示をするに当たって細かい点でいろいろ問題が出てくるということは、ぜひご配慮いただきたいと思います。

松本会長 食品産業センターさんのほうは、それで結構ですか。

花澤専務理事 はい。

松本会長 ほかにご意見ございますか。どうぞ。

大村委員 今の山本さんのご発言の関連で一つ質問します。世界的なさまざまな基準がありますけれども、それより進んだ規制をかけようとなると、必ず、非関税障壁にならないかという危惧が出てくることになって、今のお話の中に、日本の食品をヨーロッパに輸出されることに言及されました。ヨーロッパは、食品規制等々について、国にもよるとおもいますが、世界的な基準よりも厳しい基準を定めている国もあろうかと思えます。そういう場合に、日本から輸出するとき、先ほどのノウハウの問題ともかかわりますが、規制が厳しいからそこには出さないという対応になっているのか、それとも、やはりマーケットとして一定の規模を持っている以上は、これに対応して何とか出そうとしているということになるのか。これは企業によってさまざまな対応がとおりかと思えますけれども、業界としてどのように認識されているのか伺えればと思えます。

山本常務理事 ヨーロッパは一つの事例として挙げたものです。今、冷凍食品業界全体として一番大きな動きは、東アジア各国の中で、日本の冷凍食品が何らかの形でビジネスとして成り立たないかということを考えています。そのときに、当然、相手国政府の基準のことはすべて考えた上で、それを商品に取り入れないと、逆によくあることですが、添加物の基準は、日本と各国で随分違いがあります。中国から持ってきたときに、日本で許可されていない添加物が入っていたということでの問題はときどき起こっていましたが、今もそのことについては我々は非常に神経を使います。同じようなことが、外国とビジネスをしようとしたときに、全部をその国でつくってしまえば、それはそれでいいのかもしれませんが、少なくとも輸出しようとする、そこは考えておかなければいけないということだと思えます。

そんなことでよろしゅうございますか。

大村委員 わかりました。

松本会長 どうぞ。

桜井委員 言葉づかいが乱暴でご無礼になるかもしれませんが、おふた方がご説明されているのを聞いていると、初めから、嫌だよと。こういうものはやってもらいたくないという感じを露骨に出して発言しているように受けとめられてならないです。例えば、いろいろな表示ミスが起きやすい、その場合は回収しなければならないと。回収すれば莫大なお金がかかると。それは当たり前じゃないですか。そういうことをこういう委員会で言うというのは理由にならないのではないかと思います。

それから、この諮問事項に書いてありますけれども、石原慎太郎知事が、都民の食への不安を解消したいと。これは、一番の命題でやろうとしているわけでしょう。そのためにこうしたことができないかということを経験しているわけです。それについて、こうしたものをやった場合には、いたずらに消費者に混乱を招くのではないかと、初めからバサッとつぶせてくる言い方も納得できません。

それから、東京都独自の場合は、他県のものとのどういう関係になるのかと言っていますけれども、そういうことは、この前のディーゼルの場合もそうですし、これからも東京都は、東京都独自のものをどんどん出してくると思います。だから、そういった言葉でこうしたところで言うのは、答弁というか、言えるというのは理解に苦しみます。

そこらあたりについては私が感じたことで、私が間違っていれば謝りますけど、間違っていなかったら。ざっくばらんにいきますよ。

花澤専務理事 まず、私どもの陳述として、こうした議論をしていただくときにどういう問題があるかというのは、我々事業者の立場で発言させていただいたということですので、どちらかという、困難な理由が表に出たので、今、桜井委員がおっしゃったように受けとめられたのかもしれませんが。

一方、私どもは、既に、調理冷凍食品についても、大手メーカーで具体的に原産国表示を始めているところもありますし、ホームページ等ではかなり提供しております。

私どもが一番危惧しているのは、結局、端的に言いますと、態勢が整えられるところは直ちに対応できますが、先ほど、山本常務も申し上げましたように、いろいろなシステムができていないような企業にとっては、それを構築して対応していかなければいけないので、かなり時間もコストもかかるので、そうしたことも含めて多様な対応をご検討願えないかということでもあります。ですから、一律にできないとか、できるとか申し上げているわけではなくて、できる企業もありますし、なかなか難しいところもあるので、そうした

現実を踏まえてご検討願えないかという趣旨でございます。

それから、もう一つ、広域流通の問題では、結局のところ、東京に出荷している企業全部が東京都の仕組みを了知して対応しなければいけないので、いろいろと新しい仕組みを導入したときに、私どもは、表示問題でも、例えば期限表示に切り換えたときに、10年かけて、今でもまだなかなかわかりにくいとおっしゃる方もいるぐらいで、全国津々浦々に周知するのになかなか時間がかかるということを申し上げただけでございます。現実的に、周知できないとどういうことになるかということ、先ほどの例で、鹿児島の方が東京都の措置を知らないで出してしまうと、それで東京都のどこかの量販店でこれはおかしいと言われて回収しなければいけなくなると、大変不幸だなと。こういうことでございます。

以上です。

山本常務理事 実は、冒頭に申し上げましたとおり、私ども、冷凍食品という食品そのものを契機にして、こういう事件が起こってしまったということについては大変反省しております。そういう意味で、対応していくつもりで努力しております。ただ、あまり性急にやってしまうと、結果的に、それが逆に消費者にご迷惑をかけることになると、全体的におかしくならないように私どもとしてはしたいと。そういう意味で、問題点を列挙させていただいたわけでございます。

実際は、既に、これはある意味、国の農水の指示もありますし、私ども当然やらざるを得ないと思っています。ただ、やるに当たってはできるだけ混乱がないように、消費者に誤解がないようにと。それから、結果的に、逆に変な書き方をしたために、それが世の中全体を混乱させてしまうという別の観点からの問題発生がないようにということを、ぜひご配慮いただきたいという趣旨でございまして、決してこれができないとか、やるつもりはないということではないことはご理解いただきたいと思っております。

松本会長 長田委員、どうぞ。

長田委員 まず第1に、今回の諮問の件ですけれども、国でもそういういろいろな検討が始まっているということは聞いておりますけれども、東京都が非常に素早くこういう諮問をしてくださったことは評価したいと思いますし、先ほどの副知事のご挨拶の中にも、都民の食への安全確保のための、まず手始めとしてとおっしゃったと思います。今回、調理冷凍食品で家庭用に販売されているものと制限がかかっている検討から始まったということは、もっと広い、いろいろな加工食品の原料原産地表示をしてほしいという消費者の

気持ちから言えば、まだ第一歩ですから、今後、国の制度として検討を働きかけていくということの第一歩ということでも評価したいと思います。

原料原産地を、なぜ私たちが知りたいのかということですが、それは、何々という国だからということで、はい安心ですとか、はい安全ですというふうに判断できるとは思っているものではないと思います。それよりは、先ほどの食品産業センターさんの資料の中で、原料原産地情報の入手の可能性が3ページに書かれているのですが、輸入した中間加工品を原料の一部に使用していて、その情報が入手できる保証があるのかと書いてありますけれども、これは、消費者の側からすれば、製造しているのだから、どういうところの原産地の原料を使ったものなのかということは、限りなく、できる限り把握している、そして、それが安全であることをきちんと確認されているということが、こちらからすれば当たり前のことです。

そういうことをより促進するためにも、原料原産地の表示を始めることは、今の加工食品の現状から言えば非常に大きな一歩であろうと思いますし、常に原材料の安全性をトレースできる、そういう仕組みを加工食品のメーカーの皆さんが持っているということの始まりになるだろうと思います。特にアレルギー表示に関しては、既にそういう仕組みを皆さんが持っているはずですので、そんなに難しいことではないのではないかと思います。

ただ、今、いろいろな事業者さんのご意見を伺いましたし、ここの委員の意見も出させていただく立場にありますけれども、これは、都民がどういう表示を求めているのかをきちんと聞いて決めないと、今ここで、ああそうですねと決められるものではないと思いますので、ぜひ早めにこの表示は実施していただきたいと思いますが、都民の意見を聞くという機会もまたつくるべきではないかと思いますので、その点についてはぜひご検討いただきたいと思います。

松本会長 ありがとうございます。ただいまのご指摘は非常に重要かと思えます。この影響は非常に大きいことから、消費者であるところの都民の声を広く聞くことは大切だと考えます。

もし、ご異論がなければ、事務局において、そのように都民の声を聞く機会を持っていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本会長 それでは、次回の総会が4月14日の午後3時から予定されておりますので、その審議に間に合うように、事務局のほうで都民の意見の集約をお願いしたいと思います。

企画調整課長 それでは、本日の審議会が終了しましたら速やかに手続きに入りまして、4月14日の総会に提出させていただきたいと思います。

松本会長 ありがとうございました。

ただいまの論点につきまして、さまざまにご熱心にご議論をいただきました。まだまだご質問、ご意見がおありの方もいらっしゃると思いますが、本日の時間の関係もございまして、食品の原料原産地表示のあり方についての審議はこのあたりにしておきたいと思っております。

なお、今後の日程ですが、この19次の審議会の任期は5月上旬までと聞いております。先ほど、諮問の趣旨説明におきまして、原料の原産地表示をできるだけ早期に実現したいとの東京都側の意向も示されております。次回は、都民の意見も参考に審議するということになりますと、本審議会としての答申をまとめるには、さらにもう一度総会を開催する必要があるかと思っております。この点につきまして、事務局の考えをあらかじめお聞きしたいと思っております。

消費生活部長 第19次の審議会の委員の皆様のご任期は、今、会長からもお話がありましたけれども、今年の5月10日になっております。4月中に、私どもとしてはぜひ答申をちょうだいしたいと考えております。

次回4月14日にまたお集まりいただいて審議をしていただくわけですが、本来ならば、審議状況を踏まえて次にどうするかということをご相談すべきだと思いますけれども、皆様方大変お忙しい方々ばかりですので、もしお許しいただければ、答申案の起草も当然考えなければいけませんので、4月14日以降、できれば2週間程度いただきまして、連休との関係もあるのですが、任期満了の時期等の関係も考えますと、4月28日の月曜日か4月30日の水曜日のいずれかの日で、できれば、午後3時から5時までの2時間ぐらいのお時間をいただいて充てさせていただければと考えております。

以上です。

松本会長 それでは、委員の皆様とご調整いただいて、どちらかの日に決めていただきたいと思います。ただいま日程票が配付されているもようですので、個々に記載していただきたいと思います。

その集計の時間等もありますので、ここで5分程度の休憩に入ります。再開は11時35分からにしたいと思います。

(5分休憩)

松本会長 それでは、そろそろ予定の時刻になりましたのでご着席ください。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

まず、行政刑罰導入に関する検討会の第一次報告がありますので、よろしくお願いいたしますします。

企画調整課長 ただいまから、報告書を委員の皆様方にお配りさせていただきます。

(報告書配付)

企画調整課長 この検討会は、平成18年11月から平成19年12月にかけて10回にわたり開催されまして、このたび第一次報告として取りまとめていただきましたので、ただいまから報告させていただきます。

松本会長 では、ただいまお配りいただきました「行政刑罰導入に関する検討会報告書(一次報告)」につきまして、検討会会長をお務めいただきました齋藤委員からご説明をお願いいたします。

齋藤会長代理(検討会会長) お手元に報告書が配られていますでしょうか。

それでは、私から中身についてご説明させていただきたいと思います。

この検討会は、今回、中間的な報告ということで、意見をまとめてきたわけですが、今回の報告につきましては、これまでの刑罰導入に関する論点を整理した上で、今後の課題を整理し、明らかにし、東京都の内部及び外に向けて認識を共通にさせていただくために検討結果をまとめさせていただいたものをご理解いただければと思います。

まず2ページをお開きいただきたいと思います。この検討会が発足したのは、申し訳ありませんが、後ろのほうに資料2がありますので、そこを開いていただければと思います。ページで言うと23ページになります。第19次の答申で、条例に、いわゆる行政処分の罰則の導入を検討する必要があるという答申を申し上げてあります。24ページをご覧になっていただくとわかりますが、その中に、行政処分の実効性の担保の手段その他として刑事罰を入れる必要があるのだというご意見をまとめていただきました。それを踏まえて、具体的な刑罰導入の可否、内容等についての検討を重ねてきました。

第19次の答申から2年ほど経過しておりますので、その後の状況を少しフォローする必要があるだろうということで、資料1の図1及び図3、図4をお開きいただければと思います。この間の消費生活相談の現状ですけれども、件数としては、21ページの一番上に、全国の相談件数はかなり減少しております。東京都の相談件数も図2のとおりかなり減少していることになるわけですが、よくよく検討していくと、いわゆる架空請求等の相談が

激減した結果、総件数が減っておりますけれども、それを除いた件数、例えば図2を見ていただきますと、除いたものでは10万6,283件が平成17年度、平成18年度が10万6,154件とほぼ横並びです。全体が減っているわりには減らないか同じということになっております。

それから、図3を見ていただきますと、具体的な内容を踏まえ検討すると、要保護性が高いと言われている高齢者の相談などは、むしろ、わずかですけれども、増えている現状があります。したがって、報告書の2ページにも少し結論をまとめてありますが、社会的弱者を狙う手口、いわゆる悪質性の高い手口が目立っていますし、そういう手口を實現するやり方としては、法律をそのままうまく使えない、すなわち、いわゆる脱法的な行為を行っている業者の具体的な被害例ないし悪質な事例が、特に、去年、今年に入ってからかなり目立つようになってきている現状があります。

したがって、答申をいただいてからのその後の状況を踏まえても、やはり刑事罰を導入する必要性が変わっていないだけでなく、やはりかなりその必要性が明白になってきたのではないかとということで、引き続き検討していったということになっています。

まず4ページをお開きいただきたいのですが、刑事罰を導入するに当たって、その対象となる東京都消費生活条例がどういう条例であって、どのような基本的な考え方で、どのように組み立てられているかということについてきちんと認識をした上で、それに対する対応をとる必要があります。

まず、現行の条例は、第19次の答申によって行政処分が導入されてきたわけですが、行政処分の導入をするために、ご承知のとおり、25条の2という、新しい、重大不適正取引行為の禁止を導入したわけですけれども、基本的には、従前のやり方、すなわち、指導・勧告と氏名公表という、いわばソフト的なやり方と、今回改正して導入された行政処分という2つのルートを用意してある、こういう特徴を持っているところから出発せざるを得ませんので、そこをきちんとご理解いただくために少しまとめをしております。

そうしますと、この2つのやり方は、一つは柔軟な手法ですので、相手方の任意の協力を得て改善努力を期待するという方策があります。ただ、この方法では、悪質事業者に対して行為をやめさせるとか、被害の予防を図るといった場合の是正には限界があるだろうということが指摘できるのではないかと思います。しかし、反面、適切な対応をしようとしている事業者に対しては、先ほどのようなソフトなやり方は臨機応変できめ細やかな指導・勧告なども可能ですので、その両者に長短があって捨てがたいという状況を踏まえて、これを生かしていく形で刑事罰導入を検討せざるを得ないということで検討会では意見を

まとめております。今のあたりは、5ページの下のほうに指摘しております。

したがいまして、結論的には、今申し上げましたが、6ページの上のほうにありますけれども、行政主導型の従来の条例のあり方、手法と、行政処分を導入した上で、その実効性を図っていく方向での刑事罰導入の方向性、これを併存させていくべきではないかという結論に至っております。その段階で、できれば、第2章で少し検討しておりますけれども、具体的な導入をにらんだ個別の規範の立て方などについても詳細な検討をしていきたいと考えたわけですが、6ページの(3)にありますけれども、現在、特商法の改正案が既に国会に出される段階になっております。ご承知のとおり、特商法は都条例とかなり重なっていたり、趣旨・目的が類似のものもありますので、これは後に述べますけれども、条例と法律との関係から、そこがどういう内容になって改正が実現されるかによって、かなり大きな検討内容の違いが出てまいります。したがいまして、やはり法律改正の結論を踏まえて検討する必要がありますので、あまり先走って条例の中身を固めてしまうと、後でまた修正せざるを得ないということもありますので、この特商法の改正の動向に注目した上で、それを取り込んでいくということで考えていかざるを得ないということで意見をまとめております。

具体的に導入の必要性ですけれども、これは7ページの第1章になります。これは、皆様方も共通のご認識だと思いますが、行政処分が入ったとはいえ、行政処分は事業者という事業主体を対象にしておりますので、その事業主体を運営する個人に対して直接サンクションをかけるというものではありません。したがいまして、個人への制裁という点では限界を有しておりますし、この報告書の中では具体的には指摘していませんけれども、この1年来の都の処分の対象になった事業者の行動を見ていると、現実に、やっている個人は同じでも違う事業者名、もしくは、事業者名は引き継ぐけれども、法人格は別とか、そういう形で悪質な行為を行っている事業者もあつたりしますので、その辺では、抑止の限界が行政処分ではあるだろうということになります。この点に対しては、刑事罰ははるかに、違法な行為を行う個人に対する制裁力は高いことが指摘できます。

このような方向は、先ほど指摘しました特商法においても、特商法違反の刑事罰について厳しく対応していこうという姿勢も見えておりますので、これは同様の規範であるところの都条例においても、やはり都民が望んでいる方向ではないかということが指摘できるとまとめております。

具体的に導入に当たったの留意事項としては、先ほど申し上げましたように、法律と条

例の関係をきちんと整理しなければいけないということです、この点を考えなければいけないわけです。具体的に行政処分の導入を図った前回の改正では、都条例と特商法の守備範囲や対象となるものの整理を一応きちんとしなければいけないということもありますけれども、具体的に刑事罰を導入してある都条例ということで、例えば、薬物乱用の防止に関する条例、都民の健康と安全の確保の環境に関する条例、個人情報保護に関する条例などがあります。こういう他の刑罰を課する規定が置かれている条例との比較などで考えますと、やはり東京都の特質を指摘した上で、具体的に法律と条例の関係から合理的と考えられる刑事罰を導入することは可能であるということです、例えば消費生活条例では、東京都の特性としては、大都市ですので地域のコミュニティが弱くなっている、その結果、高齢者の被害が深刻になっているとか、情報や人の流れも早いですので、非常に早い段階で悪質な商法が広がりやすいという特徴があるので、この辺をきちんと条例の中に取り込んでいく必要があるのではないかと。そういう意味でも、被害の予防のためには刑事罰の導入が必要ではないかという意見になっております。

それでは、具体的に特商法などで規制の対象としてはとらえられていないことで、条例の守備範囲としてどういう例が考えられるかということが10ページ以下に書かれております。これはあくまでも一例でありまして、これしか考えていないということではありませんので、それを踏まえお読みいただければと思います。

例えば、特商法で適用除外とされている取引類型が幾つかあります。その場合では、営業所や店舗等に消費者が出向いた場合のケースがアです。次に、消費者が来訪を要請した場合も適用除外になっていますので、こういう類型の中にでも、事業者のほうは、かえってこういう適用除外を狙って悪質な行為を行うところもありますので、そうなりますと、やはりここも条例の守備範囲として、対象として検討する必要があるのではないかと例として挙げております。

それから、ご承知のとおり、特商法が政令指定商品制をやめることとなりますけれども、そうはいつでも、特定継続的役務提供については、相変わらず、政令で指定する特定継続的役務しか対象になりませんので、これから外れるものについては法律の適用外ですので、このような継続役務の中にも条例で対象とすべき悪質行為を行っているような事業者もあるということで、具体的な例として幾つか指摘しております。

刑事罰を導入する場合の導入の仕方ですが、この辺は、考え方の整理としてご紹介の形でとどめてありますけれども、直接罰、すなわち違反行為があれば直ちに刑罰刑の発動が

できる形式のものと、行政処分に違反をしたことをもって、違反事実として刑事罰をかけられるものがあるので、この関係をきちんと整理して、導入するには検討する必要があるということです。

それから、現在導入されている行政処分としての過料と刑事罰は、両方残しておいても憲法論上は問題ないだろうというのが最高裁の判例などから指摘されるだろうということも、一応整理してございます。

それから、抑止のためには、両罰規定、すなわち行為を行った個人とその事業者、両方に対する刑事罰の導入も考える必要があるだろうということが指摘してあります。

それから、刑の軽重ですけれども、これも抑止との関係で、必要最低限であって、なおかつ適切なものでなければいけないので、この辺もさらに検討が必要だということで論点を整理しております。

続きまして、条例に導入する場合の形式です。これは14ページ以下にまとめてありますけれども、検討会で大きく分けて3つの考え方を検討しました。一つは、現在の条例にそのまま刑事罰を入れていく。すなわち、行政処分が入ったので、その延長上に刑事罰を加えていくという考え方が一つ。それから、25条の構成要件自体を全部もう一度見直して、違反行為があれば、刑事罰にそれぞれがつながっていくという形式のものが2番目。3番目が、現行の25条の要件は残した上で、その中から特に刑事罰の対象となるべきものを別立てにして、ルートを2つに分けて、それで刑事罰を導入していくという3つの形態があるだろうということになります。

これにつきましては、29ページ以降に資料7、資料8、資料9と、イメージがおわかりいただけるように流れ図をまとめてありますので、それをご参照いただきたいと思います。検討会としましては、第1と第3はそれほど違いはないのではないかという意見もありましたけれども、先ほど申し上げましたような指導を中心とした柔軟な対応による事業者に対する規制といたしますか、適切な行為を期待することによって被害の予防を行うというソフトなやり方と、違反があればサンクションを加えるという両方を残して、これを臨機応変に使い分けていけるという対応が望ましいのではないかという結論に至っておりますので、方向としては、刑事罰を導入するルートは別に立てた上で導入していくような方向がいいのではないかという結論に至りました。

さらに、直接刑罰の導入ではありませんが、議論の過程では、その他の課題として、違法利益の吐き出しについても、これは国のほうでも今審議会で検討されておりますので、

そういう動きを見ながら、地方自治体としてもどんな方法がとれるのかも検討すべきではないかという意見が出されましたので、それも最後にまとめてご指摘しておきました。

それから、議論の過程で、必ずしも刑事罰だけではないだろうと。条例によっても、地方公共団体が課徴金を科すことも行政的な法律の考え方としては可能性があるのではないかというご意見も出ましたので、それを最後に指摘しております。

したがって、当報告の趣旨は、先ほど申し上げましたように、これまでの論点整理とこれからの課題を少し明白にし、認識を共有するということですが、結論としては、やはり制裁としての刑事罰は必要であるということをもう一度きちんとしてご指摘し、なおかつ、導入の方向としては、刑事制裁を前提とする、別章立てという言葉を使いましたけれども、2つのルートを設定。その2つ目のほうに刑事罰を導入するような、そういう手続きを入れた規定を設定すべきであると。

こういう意見として検討会の委員の意見が集約されたということですので、ご報告申し上げます。

松本会長 ありがとうございます。

未開拓の問題につきまして、パイオニア的な作業を1年かけてやっていただきまして、まことにありがとうございました。これからこの報告書を活用していただいて、行政側の課題にも見通しをつけて、次のステップに移ることができるように、この場で東京都にお願いしたいと思います。

渡辺生活文化スポーツ局長がおいでですので、この点について一言ご発言をいただきたいと思います。

生活文化スポーツ局長 大変貴重なご報告を長時間かけて作成していただきまして、どうもありがとうございました。

今、ご報告にありましたように、この条例、あるいは、私ども消費生活行政の根本、原点に立ち返ってご検討いただいて、いかにあるべきかという課題をご検討していただいたものだとして受けとめております。また、具体的な条例の規定の方法も含めてご提案いただいております。これらのご報告を踏まえて、まだ幾つか行政上の課題が残っておりますけれども、鋭意検討を進めて、ご期待にこたえるように努力していきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

松本会長 どうもありがとうございました。

あまり時間もありませんが、もしご質問がございましたら、一つ、二つお受けしたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

東京都消費生活基本計画改定案の骨子についてでございます。内容につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

企画調整課長 それでは、東京都消費生活基本計画の改定案の骨子について、私からご説明させていただきます。

昨年7月の第5回総会におきまして、基本計画の改定に向けての方向性等につきまして、既にご了承いただいているところでございます。前回の総会でご了承いただきました内容を簡単に触れさせていただきたいと思っております。

まず、「計画の基本的な考え方」でございます。計画期間は現行の10年程度から5年にしました。これは、社会経済状況の変化が急激なことを踏まえ、時宜に即した計画とするためでございます。

次に、「基本理念」、「計画の目的と性格」、基本的視点及び5つの政策課題といった現行計画の柱立てにつきましては、消費生活条例の考えに沿ったものですので、大きく変わることはないことから、改定後の計画でも踏襲させていただきます。ただし、施策の方向や重点的に取り組む事項につきましては、新たな課題を踏まえまして、必要なところは適切な内容にしていまいります。また、計画を着実に推進するために、進行管理は消費生活対策審議会が中心となって行うことにいたします。

資料としては、資料6が基本計画の改定案の骨子ですので、ご覧いただきたいと思います。

進行管理の具体的な方法としましては、都が通常行っているいろいろな施策の進行管理をもとに進捗状況をこの審議会に報告させていただいてご意見をいただきながら、それを施策に反映させていくという形を考えております。

その際に、当審議会は、生活文化スポーツ局の施策を中心に進行管理を行ってまいりませけれども、また、生活文化スポーツ局以外の局が所管する消費生活関連施策につきましては、それぞれ審議会等を持っておりますので、そこで進行管理を進めておりますので、事務局を通じて各局に対しまして進捗状況の報告を求めて、この審議会からいただきましたご意見は、また事務局を通じまして各施策に反映してもらうことになっております。

それと、進行管理の時期ですけれども、まず1つ目に前年度の事業実績が確定できる、2つ目に審議会にいただいたご意見をそのまま年度の事業実施に反映させていくことが可

能である、3つ目に、次年度の予算要求に反映できること、この3点の理由から、5月から6月が適当ではないかということでご了承いただいております。

それでは、お手元の資料6「東京都消費生活基本計画改定案 骨子」をご覧くださいと思います。

第1章の「計画の基本的考え方」につきましては、現行計画を踏襲することを踏まえ、現行計画の表記を参考にしておりますけれども、現在の状況に沿った内容に書き換えて、また、わかりにくい表現についても修正するという形になっております。

この資料の4ページをご覧くださいと思います。ここからは、第2章「消費生活をめぐる現状と課題」でございます。ここでは、計画の背景となる社会経済環境の変化や、都民生活を取り巻く状況を取り上げ、それぞれの項目ごとに課題をまとめております。まず(1)として、「商品等に対する安全性への不安」ということで、今回の冷凍ぎょうざの件もありますけれども、輸入食品の安全の問題、それから、国内でも食品の偽装事件が相次ぐなど、食の安全性に対する不安が高まっております。また、折りたたみ椅子等による指挟み事故、電動ベッドの使用などによる死亡事故、重大な商品事故も後を絶たないということで、これらの不安を取り除くために、消費生活における安全・安心を確保することが急務であると考えております。そして、課題の例として、ここでは3点を記載させていただきます。

(2)ですが、「悪質商法等による消費者被害の拡大・深刻化」です。都としても、悪質事業者の取り締まりを強化して対応しているところですが、いまだに、高齢者や若者を狙った悪質商法や架空不当請求など、消費者被害は依然として起きております。また、その内容も複雑・多様化しているところがございます。このような状況を踏まえ、悪質事業者の取り締まりをさらに強化するとともに、消費者が被害に遭わないための仕組みづくりや普及啓発の徹底が必要かと考えております。

さらに、近年問題になっております多重債務問題につきましても、東京都では既に東京都多重債務問題対策協議会を設置して具体的な取組みを進めているところですが、重要な課題として認識しているところがございます。ここでは、課題として8点を記載しております。

それから、資料5ページをご覧くださいと思います。(3)として、「地球環境問題の深刻化」でございます。申し上げるまでもございませんが、地球温暖化による異常気象や環境破壊など、今や環境問題は日常生活にも影響を及ぼしかねない状況になっておりま

す。問題を解決するためには、消費者一人一人の環境問題に対する意識を高めて、具体的な取組みを促すことが必要であると考えております。課題としては2点挙げてございます。

(4)として、「国・他の地方自治体・民間団体との連携強化」ということを記載しております。東京都では既に、国や他自治体との連携による事業者の処分などを進めております。また、広域にわたる消費者被害解決のためには、他の自治体国等の意見が必要と考えております。また、住民に最も身近な区市町村の消費者窓口を充実させることは、消費者行政の強化にもつながるため、支援を含めた区市町村との連携は重要と考えております。さらに、行政だけでは対応しきれない部分を、民間団体との連携で補うことも必要と考えております。課題として3点記載してございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。第3章で「消費生活に関する施策の展開」ということで記載してございます。ここでは、第2章で掲げた課題の解決のための具体的な施策について説明しております。

このたびの基本計画の改定に当たり、今回は、警視庁、消防庁も含めた東京都全体の消費生活関連施策の調査を行いまして、その結果をまとめて、現行計画の施策の方向に当てはめてグルーピングしております。ここでは、その中から一部の施策を例示しておりますので、今後の精査によっていろいろ動きがあると思います。全体では100を超える施策が出てきております。施策の方向につきましては、新たな課題に即した考え方を整理する必要があると考えております。今後、まださらに関係各局との調整を進めながら、各施策のグルーピングとあわせていろいろ精査したものを、次回の第20次審議会のところで、最終案の形としてお出ししたいと考えております。

それから、ずっとめくっていただきまして、最後から2枚目、10ページになります。ここで、「消費生活関連施策一覧」ということで文面だけ書いておりますけれども、ここに、政策課題、施策の方向ごとに分類したものを、実施時期とか所管局、事業の内容、そういう内容を記載したものを資料として今後ここに添付していくこととなります。

それと、最後のページですけれども、「別紙」となっております。これは、消費生活に関する施策の体系ということで、つけさせていただいております。

はしょって大変申し訳ありませんでしたが、計画の内容をご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

松本会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、どう

ぞご発言をお願いいたします。

池本委員 池本でございます。

まず、基本計画を全体として見直して、なおかつ年限を5年と短くして推進するという意味では、全面的に賛成したいと思います。

ただ、質問は、さらに確実な、あるいは、より積極的な推進という観点での質問ですが、先ほど、進行状況の確認をとということがありました。いわゆるフォローアップ、実際に施策が展開されているかどうかのフォローアップをすることは重要なポイントだと思いますが、そのフォローアップに当たって、例えば5年間の中でも、その2年目、3年目の途中でまた新たな緊急の事態などが出てくる可能性もあろうかと思えます。そういう場合に、施策の追加なり見直しなり、ここまでやる予定だったけれども、新たな事態ではもっと広げる必要があるとか、あるいは、予定されていない項目でこれもやろうという、そういう追加・見直しの余地を含む趣旨なのか。それは、この基本計画とは別の項目立てとして考えることになるのかという点が1点です。

もう一つ。この具体的な施策も非常に多岐にわたるものなので、項目によっては、5年間もしくはそれ以上の期間も含めて継続的に、着実に推進しなければならないことと、むしろ、2年、3年のうちにある程度めどをつける、達成しなければならないものもあろうかと思えます。そうすると、5年間の中でも、その継続的課題と、ある程度このくらいのめどでやろうというような、そういう年限を一つ一つ切るのは難しいにしても、そうした実現のめどをさらにつける余地はないだろうかという点。後ろを切っていくのは大変な作業になってやりにくいのかもしれませんが。

その2点についてお考えを伺えればと思います。

松本会長 事務局、お願いします。

消費生活部長 まず1点目でございます。確かに、追加・見直しについて、やはり弾力的に取り扱っていくことが必要だろうと考えております。そういうこともありまして、これまで10年間という計画のスパンだったわけですけれども、これを5年間にすることと、あと、いろいろな施策を別枠で整理していくような構成を今回は考えております。ただ、具体的にどのように進めていくかにつきましては、今度の第20次の審議会でお諮りして、その部会の中でまたいろいろと具体化に向けた検討をさせていただいた後で、という段取りで進めさせていただきたいと考えております。

それから、やはりできるだけ早く進めていかなければいけないものとか、ある程度時間

がかかるものとかいろいろあると思いますが、この辺は、それぞれの事業を所管している局のほうとも、密接に連絡を取り合って、十分に検討しながら、また、それぞれの局も局としての事業の進め方の考えもありますので、この辺なども整理して、できればそうしたところも取り入れていくような方向で進めていきたいと、現時点では考えております。

池本委員 ありがとうございます。

松本会長 どうぞ。

佐野委員 今の計画期間のことですが、やはり10年から5年というのは半分になって、非常に早いということでもいいのですが、「期間とする。」の後に、この変化に対応するために、即計画を変更できるという文言を1行入れていただきたいと思います。

それから、もう一つちょっと細かいことですが、4ページの第2章、(1)「商品等に対する安全性への不安」の中の「課題」の2番目の印のところに「誤った使用法」とあります。これは誤使用のことをおっしゃりたいのかと思いますけれども、誤使用に対する考え方は変わってきていまして、設計が間違っているとか、または説明が不十分ということもあります。東京都がここに「誤使用」と書くのはおかしなことなので、ここはカットしていただきたいと思います。

消費生活部長 2番目のほうのご指摘はごもっともですので、整理の仕方がまずかった点もございますので、その辺はそのように考えたいと思います。

それから、いわゆる計画のローリングといいますが、それについても、今後、諮問させていただいた後でどういう進め方ができるのかもお知恵をいただきたいと考えております。

松本会長 池山委員、どうぞ。

池山委員 10ページの「消費生活関連施策一覧」のところで、概要、実施時期、所轄局等を掲載した一覧を載せるということですから、比較的アクションプラン的なものがここに盛り込まれることになると思います。やはり年度ごとの進捗状況その他点検・評価などについては、当然、この消対審の中でその部分は行われると理解してよろしゅうございますか。

消費生活部長 今の池山委員のお話のとおりで、私どものほうは、常にこの消対審に、時期はいずれがいいのかということで議論もあるところですが、できれば年度末のところでご報告させていただいてご議論いただいて、また次につなげていくという考え方に立っております。

松本会長 どうぞ、大山委員。

大山委員 意見です。いろいろと課題があって、各局と相談しながら連携をとってというところで、具体的に施策も挙げられているということでは、より具体化して、いいかなと思っています。

同時に、さっきの表示の問題も含めて、やはり食品の安全とか安心というのは、今、本当に揺るがしているという状況ですよね。それで、輸入食品ももちろんそうですし、遺伝子組み換え食品などは、消費者が見えないところで広がっているということや、BSEの問題も本当に重要だと思っています。

これらの問題では、やはり食料自給率が39%と異常に低いことが社会的にも問題になったわけですね。根本的には、日本の自給率を抜本的に高めていくことが不可欠ですけれども、東京都として、食料自給率を引き上げることはどうできるのかということ、やはり地産・地消だと思います。消費者と生産者が近いところにある東京では、都市農業としては有利ですし、消費者としても生産者が目に見えるということでは、産直とか直売所が人気があるというのは、それは安心があるからということだと思います。ですから、具体的な施策、課題も含めてですけれども、都市農業が成り立つということと、それから消費者がきちんと地産・地消できるということでは、農業者と消費者の共同を広げて、食の安全と都市農業の振興を図ることも、やはり安心・安全というところでは非常に重要ではないかと思っています。ですから、ぜひ、そういうことも検討してもらいたいと思います。

あと、教育庁との関係でも、地産・地消ということでは、とりわけ学校給食に地場の農産物を供給するということでは、先行して一生懸命にがんばっている地域もありますので、そんな先進的な経験にも学んで、より多くの自治体や学校で実践できるようにしていくことも大きな課題だと思っていますので、地元の作物、小麦なども、加工品でも学校で使えるようなことも含めて、ぜひ盛り込んでいただければと思っています。

松本会長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

宮崎委員 インターネット関連のことで一つ申し上げたいと思います。

平成20年から25年までの基本計画ということで、この間に、インターネットの利用というのは、想像がつかないくらいに普及するでしょうし、利便性も高まるだろうと思われま。同時に、それに伴う被害とかいうものは、これまた想像を絶するくらいに増えるのではないかと危惧しております。この基本計画の中で、インターネットに対応する体制をしっかりと整えるというのは何カ所に出てまいりますし、東京都の「東京くらしWEB」というものがあって、これは活用していただく、メリットを十分にくみ上げていただくとい

う、そういう体制づくりだと思われま。これから、被害がかなり増えることを想定しますと、そういうプラス面とマイナス面の両方があるわけですが、両方をくみ上げるというか、それに対応していく、それは基本的なところで一貫したものがなければならないただろうと思います。基本計画とはまた少し離れたところで、東京都の消費者センター等で、そうした問題に対して新たな体制づくりと申しますか、機構づくりと申しますか、そうしたことが必要になるだろうという気がいたしますけれども、現状では、そのような体制づくりについてどのようにお考えでしょうか。

もう1点伺いたいのは、さまざまなインターネットの商取引がなされていて、決済まで、お金のやりとりまでインターネットでなされるような状況です。その辺の被害については、メディアを通して、その一端は私たちも承知していると思いますが、最近目立っているそうした悪質なインターネットの商取引の傾向、それが少し目立ったものとしてどういったものがあるのか。目立ったものがあれば、そのご報告をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

消費生活部長 最初のご質問のほうですが、我々も大変重要な視点だと受けとめております。本日も、後ほど、消費生活総合センターのほうからのご案内しようと思っておりますけれども、例えば、消費生活相談支援サイトと申しまして、区市町村との連携を図って、いろいろな相談業務に的確に対応できるような、そんなサイトも開設して申しまして、これから運用に入っていくようなこともございます。

それから、先ほど宮崎委員のお話の中にもありましたけれども、東京くらしWEBサイトの利用も増えてきております。また、全国消費者大会の中でも、それぞれの自治体なり国なりのサイトについて点検をしていただく中で、東京都の東京くらしWEBサイトについては、使い勝手もよくて非常にわかりやすいという評価もいただいております。今後とも、そうした視点を持ち合わせていろいろな仕事に役立てていきたいと思っております。

それから、2番目のご質問ですが、取引指導課長がおりますので、課長にご紹介をお願いします。

取引指導課長 取引指導課長の杉田です。

つい最近の架空・不当請求対策の関係でいくつか具体的な事例をお話しさせていただきます。従来、架空・不当請求の関連では、いわゆるワンクリック型のサイトということで、本人はそれにアクセスするつもりもないのに、誤って画像を一度クリックしただけで契約

成立という形で、アダルトサイト等の契約が成立したと主張して不当な請求をするサイトが多かったのですが、徐々に悪質・巧妙化しまして、芸能サイトを見ているうちに自然にアダルト系のサイトや通販サイトに引き込まれてしまうような巧妙な手段が増えてきております。

それから、ワンクリック型ではなくて、「あなたは18歳以上ですか、以下ですか？」というような年齢確認のポップアップ画面の下部に利用料金等を小さな文字等で分かりにくく記載してクリックに誘導させる、いわゆるポップアップ型とかセカンド・クリック型といわれるサイトも増えてきております。

また、最近多いものでは、携帯電話間の簡易メールがあります。従来型の架空請求のはがきや封書に類したものが、そうした簡易メールを利用して、携帯電話間で行われるケースが最近急激に増えております。これについては、携帯電話会社に要請して、発行元の電話番号の契約停止等を進めております。

松本会長 ありがとうございます。

骨子案の内容につきましては、大きなご異論はないようですので、ここで出されました付加的な意見等も踏まえて本格的な準備を都において進めていただきたいと思います。

それでは、東京都消費生活基本計画改定の今後のスケジュールについて事務局からご説明をお願いいたします。

企画調整課長 それでは、ご説明いたします。

来る5月20日の火曜日に予定させていただいております第20次の東京都消費生活対策審議会の第1回総会に諮問させていただきまして、部会を設置していただきご審議いただいた後、8月には答申をいただいて、9月の第3回定例都議会にご報告させていただいた後、新しい計画をスタートしたいと考えております。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、消費生活行政に関する報告事項につきまして、事務局から順次ご説明をお願いいたします。

企画調整課長 それでは、各項目について所管の課長からご説明させていただきます。

まず、私からは3点ございまして、平成20年度の消費生活関連予算、多重債務問題対策協議会のお話、消費者団体訴訟制度のお話をさせていただきます。

早口で申し訳ありませんが、資料をざっと申し上げますので、ざっくりになりますけれ

ども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料7をご覧いただきたいと思ひます。平成20年度の消費生活関連予算の概要でございますけれども、20年度予算は12億2,700万余円となっております。これを平成19年度と比較しますと1億2,100万余円の増となっております。これは、新規事業を予算化しております。具体的に申し上げますと、資料の2枚目以降、公衆浴場のクリーンエネルギー化推進事業とか、公衆浴場耐震化促進支援事業、東京都の多重債務対策問題協議会の開催経費、そういうところを計上しております。

資料3枚目の消費生活センター事業をご覧いただきますと、予算額はマイナスになっておりますけれども、これは多摩消費生活センターの移転に伴い、賃借料が必要なくなることによるものです。増減額だけをみますと予算額が減少していますが、実質的な事業経費としては増額していることとなります。

2点目ですけれども、資料8「多重債務問題の現状と東京都における取組みについて」をご覧になっていただきたいと思ひます。昨年7月の第5回総会におきまして、国の多重債務問題の改善プログラムを受けて、東京都としても庁内外の関係者で構成する会議を設けますとご説明したところです。本日は、その後の取組みについてのご報告となります。

資料をご覧いただきたいと思ひます。資料8の1枚目でございます。左側の半分は多重債務問題の現状とそれに対する国の動きが載っております。これらの状況を受けまして、昨年8月に東京都多重債務問題対策協議会を設置し、9月10日に第1回協議会を開催しております。資料の右側半分につきましては、都の取組みをここに記載してございますので、ご覧になっていただきたいと思ひます。

資料をもう1枚おめくりいただきますと、図が書いてありますけれども、これが東京都の多重債務問題対策協議会の体制と庁内の連絡会議の具体的な体制でございます。多重債務問題対策協議会は、法律の専門家とか外部の委員を含めて設置しておりますし、庁内連絡会も、真ん中に書いてありますけれども、部会が5つあります。この中でそれぞれ具体的に事業について専門的な議論を行うということでございます。

もう1枚おめくりいただきますと、昨年の9月10日以降、部会を設置して実際に行ってきた内容をここに掲載させていただいておりますので、後ほどご参考にしていただければと思ひます。

もう1点でございます。資料9「消費者団体訴訟制度の実効確保のための取組みについて」でございます。今回お配りさせていただきました資料は、前回、設置についてご報告

させていただきましたけれども、その後の取組みについてを掲載させていただいております。東京都では、消費者機構日本、全国消費生活相談員協会の2団体と、消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書を締結しております。この覚書に基づいて団体からの要請に応じて必要な相談情報を提供しております。その際に、東京都の分だけではなくて、都内の区市町村の相談情報も提供できるよう、それぞれの区市町村とも包括的に合意を結んでいるところでございます。

それから、簡単で申し訳ありませんが、資料9の右側でございます。右側は、第3回の会議を開いたときの議事録の内容をここに参考に掲載させていただきましたので、お時間がございましたらまたお目通し願えればと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

特別機動調査担当副参事 資料10でございます。特別機動調査担当の松元からご説明いたします。

処分重視の方針を徹底してまいりました執行部門の実績です。過去との対比は左下の表をご覧ください。現在、全国的にも、特商法の積極的な執行が進んでおりまして、今日現在、経済産業省のホームページを見ますと、全国で157件の処分が行われております。その中の一部がこの数字であります。今後とも積極的に施策を進めていきたいと思っております。

以上です。

生活安全課長 生活安全課長の長でございます。資料11をご説明させていただきます。

私どものほうで実施しておりますのは、生活用品に起因する事故からの防止対策ということで、さまざまな事業を展開しておりますが、その主なものを資料11でご説明させていただきます。

まず、この資料は、左の「危害危険情報」、これの具体的なものがどのようにアプローチし、それに対応していったのかという観点でまとめております。まず、危害情報というのは、私どもがこうした対策をとる上で重要な入り口ですが、従来は、左側のやや中ほど、国民生活センターや消費生活総合センターからの相談情報をもとにその対応を図っていた点がありましたけれども、より事故現場に近いところである機関と連携あるいは情報交換しながら行うなど、新たな情報入手ルートの開発に現在は努めているところでございます。左側の「危害危険情報」のところでご説明しますと、一番上の病院経営本部、東京消防庁、それから、中ほどやや下になりますけれども、N I T E、そうしたところが新しい入手ル

ートになります。

真ん中に当たるところがそれに対するアプローチということで、事業者から事情聴取したり、調査分析を行い、その原因を明らかにしていきます。それで、右側に移りまして、その対応として、事業者に指導をしたり、要望、国に改善を要望するなど、そうしたことの対応をとっているところでございます。

その中の一つとして、左側の3番目に当たりますけれども、安全問題協議会があります。これは、消費者、事業者、学経で構成して安全を検討しているところです。実は、本日、折りたたみ椅子の危害危険についての安全対策の報告が出る予定になっております。その報告を受けましたら、本日付で国や業界団体に要望しますとともに、委員の皆様方にも、本日付で送付する予定となっております。

以上でございます。

消費生活総合センター所長 消費生活総合センター所長の永野でございます。私から、資料12と資料13の説明させていただきます。

まず資料12でございます。「消費生活相談支援サイトの開設について」ということで、先ほど宮崎委員からご意見をいただきましたけれども、ITの関係ということで説明させていただきます。

本事業は、第19次消対審の答申を受けまして、これを具体化したものの一つでございます。答申では、ITを活用して、より迅速に都内や近県の相談担当者が新たな被害情報や事業者情報を吸収する仕組みをつくる必要があるとのご指摘を受けまして、当センターとして具体的な事業を立ち上げました。資料の中の「目的」にもありますけれども、利用者を行政機関に限定したサイトを開設して、消費生活に関する行政情報や事業者情報等の収集、提供、情報交換を行うものとしたものでございます。この効果ですけれども、当センターでは区市町村の消費生活相談窓口に対して「相談実務メモ」を毎日のように出しているのですが、このようなものは今までは紙ベースでしたけれども、これをデータベースにし、検索機能もつけて必要な情報に瞬時にアクセスできるようなシステムとしました。このようにすると、リアルタイムで新鮮な情報が入ってくると同時に過去の情報も容易に検索できますので、それぞれ各区市町村を含めて、被害の未然防止、拡大防止策を効果的に進めることができるのではないかと考えております。

サイトの概要ですが、システムの構成図を見ていただきたいと思います。これはインターネットを利用します。セキュリティ対応としてファイアウォールをかけて、IPアドレ

ス、IDパスワード、SSLによる暗号処理を行いましてアクセスを制御し、ユーザ以外はすべてシャットアウトするシステムになっております。スケジュールですが、今月末まで試行を行い、来月から、各区市町村の条件が整い次第本格稼働する予定となっております。

続きまして、資料13でございます。東京都の消費者被害救済委員会のこれまでの活動につきまして報告させていただきます。

まず、表紙のところにありますが、「高齢者が結んだ自費出版契約等に係る紛争」でございます。この案件は、平成19年3月に付託され、昨年10月にその審議の経過と結果が知事に報告されました。紛争の概要ですが、趣味で短歌を読んでいた一人暮らしの申立人、80代の女性ですけれども、共同作品集への短歌の掲載を勧誘されたのをきっかけに、言葉巧みに次々と勧誘されて、半年間のうちに総額1,000万円を超える契約を結んでいました。甥がこのことに気がついて、事業者に勧誘を行わないように求め、その後勧誘が続き、契約解除を通知したけれども、これにも応じないということで紛争になったものでございます。

解決の内容ですが、委員会としては、本紛争案件の特定商取引法の適用につきまして、電話勧誘及び訪問販売の形態をとっておりますので、同法の指定商品、指定役務は、ある程度の幅を持って運用されるべきだという考え方から、クーリング・オフが可能であるという考え方で対応しまして、その結果、すべての契約を合意解除して、事業者は申立人の受領済みの524万余円の全額を返還することで解決いたしました。

続きまして、2枚ほどめくっていただきまして、「高額な包茎手術の契約に係る紛争」でございます。この案件は本年1月に付託されまして、その後、2月に同様のケースを抱えている申立人が1増えましたので現在は4人ということで審議中の案件でございます。この内容ですが、申立人はいずれも、雑誌やインターネットの広告を見て、15万円程度で包茎手術ができると思ってクリニックに行ったのですけれども、やはりこれも言葉巧みに高額なコラーゲン注入などを含む美容治療を勧められて、約140万円から280万円と高額な契約になってしまったということです。しかし、この高額な治療費に納得ができないということから、当センターの助言を受けて減額を要求したということですが、クリニックのほうで納得できるような対応がなされなかったのが紛争になったものでございます。

このような被害はなかなか顕在化しにくい内容ですが、近年は増加傾向にありまして、19年度の相談は既に前年度を超えて、昨日の時点でもう54件になっております。現在、あ

っせん調停部会で扱っておりまして、臨時委員として泌尿器科の医師を加えて、淡路部会長のもとで、本年2月22日の第1回から現在まで3回開催しておりまして、申立人及び事業者へのヒアリングを進めているところでございます。今後、公正かつ速やかな解決を目指して、法的問題の整理、あっせん案等を審議していただく予定でございます。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

お聞きのように、さまざまな局面で東京都としても取組みを進めていただいております。

もう既に予定の時間を超過しておりますが、ただいまの一連のご報告につきまして、ご意見、ご質問がおありの方、ご発言ください。

池本委員 1点だけ発言させていただきます。

資料7の予算のことにあえて関連づけることになろうかと思いますが、予算が若干増えておりますが、多くの項目では減額等もあります。そういう中で、国の法制度の関係で言いますと、クレジットを利用した悪質訪問販売等の問題で、特商法、割賦販売法の大幅改正が今国会にかかる。その中で特に個別契約書型のクレジット業者、訪問販売業者が使っているそのクレジットについて、行政処分権限が付与されるなど、大幅な改正になります。昨年12月の国の審議会の報告書の中で、割賦法の個別契約書型のクレジット業者についての指導権限を都道府県に付与するという方向性が報告書で打ち出されております。これは政令で定めることなので法文上はまだ見えないのですが。

実は、それに関連して、経産省の担当課と話をしたところ、総務省と若干意見交換をしたら、都道府県の自治体の中には、新しい権限を付与されても、予算、人員からしてなかなか大変だという消極意見が複数出ていて困っているというような話があって、政令によって都道府県に付与されるかどうか、積極的にそういう案を出していいかどうか困っているという話を聞きました。まさに東京都は、先ほどの処分を積極的にやっておられるところで、全国の一つの典型例として推進していただきたいところですが、平成21年度からの施行なので、20年度予算の問題ではありませんが、やはり新しい、そういう悪質商法に対する対策として、新規の法律上の権限も付与されるということもきちんと視野に入れて、予算、人員を確保していただきたいこと、あるいは、そういうことも視野に入れつつ、都道府県の中には非常に消極的な意見は出ていますが、むしろ、きちんとそういう権限を付与してほしいという意思表示を出すなどして方向づけをしていただく、そういう意欲的な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

消費生活部長 ただいまの池本委員からのご指摘は大変大事なところでございまして、実は、私どものほうでは、2月下旬だったと思いますが、我々の渡辺局長名で、関係する国の部局に対して、とにかく、今進めている法改正を、速やかにきちんと制度も含めて整えて進めていくようにということで、緊急の要望を出しております。ただ、執行体制を確立していく上では、国もそれなりにきちんとした態勢を固めて、さらに自治体の職員の資質、対応力を高めるために何らかの工夫も積極的に考えてほしいと。これもあわせて要望させていただいているところでございます。

松本会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

佐野委員 時間がないところをすみません。

資料11に危害危険情報対応状況が一覧表になっていますが、この中で、事業者に要望などを文書でいろいろされていらっしゃると思いますが、その後はフォローアップをなさっているのか、出っぱなしなのかというところをお聞きしたいのですが。

生活安全課長 それでは、お答えいたします。

業界などに要望した後は、例えばですけれども、昨年の安全問題協議会では子ども服の安全確保をテーマに取り上げましたが、その後の状況を私どもでは追いかけて、どういう対応をしているのか常に把握しております。最近においては、もうすぐですけれども、業界の自主ガイドラインを策定するという情報も得ております。

消費生活部長 ただいまの関連で。都議会でも非常に関心を持っていただいております。先般も、常任委員会で、その後のフォローアップをきちんとやっているかどうかというご質疑もいただきました。今、長課長が申し上げたような対応をきちんとやって、実際に、報告書をまとめて出して要望すればいいというような感覚で私たちは仕事をしてはいけないと考えております。

佐野委員 今の事例は、確かに東京都は非常によくやっています、フォローアップされているのは知っているんですが、ほかの部分でも同じように対応なさっているのかどうかお聞きしたいのですが。

生活安全課長 今は、一番わかりやすい例を申し上げましたけれども、ほかもそうした追いかける的に、例えば、センターのパイオネットであるとか、そうした情報を見たり、さまざまな方法でそれを注視、監視しているということは日常的にやっております。

松本会長 よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の議事はすべて終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項についてお願いいたします。

企画調整課長 それでは、次回の審議会の開催につきましては、既にご案内させていただいておりますけれども、4月14日の月曜日、午後3時から5時を予定させていただいております。食品の原料原産地表示のあり方につきまして、本日に引き続きましてご審議いただきますけれども、詳細につきましては、また改めてご連絡させていただきます。お忙しいところ大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

松本会長 それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会いたしたいと思います。

3時間近くの長時間にわたりご審議、どうもありがとうございました。

午後0時45分閉会